

「三重県水源地域の保全に関する条例(仮称)」の骨子案に関する市町との意見交換会で頂いた意見とその対応

対応欄の説明

- ①最終案に反映するもの ②最終案に一部反映するもの ③既に反映しているもの
 ④最終案への反映は難しいが今後の検討課題や参考とするもの
 ⑤最終案に反映する事が難しいもの ⑥その他(①～⑤に該当しないもの)

主な意見	対応	県の回答
・県が届出者に対して行う助言の内容について、森林法に関するもの以外に、埋蔵文化財に関するものや砂防法等関係する法律に関するものも助言指導を行って頂けるのか。	④	・関係する法律等を今後調べた上で検討します。
・届出にかかる面積の下限は設けないのか。	⑤	・届出面積の下限については設ける予定はありません。
・森林簿の情報が正確でなく、森林所有者も土地の所在がわからない状況であり、こういった課題を克服していかないと問題は解決しない。	④	・森林経営計画等を作成する際には、境界明確化についての支援が可能ですが、そうでない場合には今のところ支援する事業等もないため、条例が制定されれば検討します。
・条例に市町が行う公有林化を記載しているが、県が直接公有林化を行うことはないのか(みえ森と緑の県民税を財源とした公有林化は県でできないのか)	⑤	・県民税の制度案では、県は主に災害に強い森林づくりに取り組み、市町が暮らしに身近な森林づくり等に取り組むこととなっているため、現在のところは県が公有林化を税を使って行うことはできない状況となっています。
・市町に提出される森林法の森林所有者の事後届出とのデータの整合作業は行うのか。	⑥	・森林法の事後届出データとの整合作業は行う必要があると考えています。
・特定水源地域についても市町の要望によらずに県が指定すればいいのではないのか。	⑤	・特定水源地域については、水道水源のような、県では把握しきれない場所が対象となることから、市町からの要望とさせていただきたい。
・特定水源地域の保安林指定を進めるために、みえ森と緑の県民税は使えないか。	④	・頂いたご意見について参考とさせていただきます。
・特定水源地域の森林整備をみえ森と緑の県民税を使ってやればいいのではないのか。	④	・頂いたご意見について参考とさせていただきます。
・水源地域や特定水源地域の指定には、審議会のような評価機関が必要ではないか。	①	・水源地域等の指定の際には三重県森林審議会に諮ることとします。
・届出様式の取得目的の記載欄に未定の欄を設けるのは制度上問題はないのか。	⑥	・届出様式の未定欄については、売主が買主の取得目的を把握することが義務ではないことから未定欄も必要と考えます。
・この条例によって、これまで以上に保安林化を進めるということでしょうか。	⑥	・条例を契機としてこれまで以上に保安林の整備を進める必要があると考えています。
・県外居住者へのPRはどのようにするのか。	⑥	・司法書士会や不動産鑑定士協会等、関係団体等を通じて広くPRしていく予定です。
・森林環境創造事業の予算をしっかりと確保して頂きたい。20年間の事業計画があるので予算が縮小すると非常に困る。	⑥	・県予算は非常に厳しい状況ですが、予算の確保に向けて、できる限り努力していきます。
・県では来年度予算で主伐の促進策を検討しているそうだが、そういった林業振興施策と、水源地域保全条例の内容は整合がとれているのか。	⑥	・県のその他の森林施策との整合はとれていると考えています。

主な意見	対応	県の回答
<ul style="list-style-type: none"> 森林売買の事前届出の様式について、取得目的の記載の欄は自由記載では空欄となる恐れがあるので項目を選択制にするなど届出者が書きやすい様式にした方がよい。 	④	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見については規則を作成する際の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> 図面等についても添付をさせたほうがよい。 	④	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見については規則を作成する際の参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> 森林環境創造事業の予算が減っており、森林整備を進めていくうえで予算の確保にしっかり取り組んで頂きたい。（国補造林も含めて） 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 県予算は非常に厳しい状況ですが、予算の確保に向けて、できる限り努力していきます。
<ul style="list-style-type: none"> 事前届出制度の導入に重きが置かれていて、本来の水源かん養機能の維持増進につながる施策が弱いのではないかと。この条例の目的は水源地域というものを知らしめるための意思表示がメインなのか。 	③	<ul style="list-style-type: none"> 条例の目的には水源地域を守っていくという普及啓発の意味も含まれますが、それだけではなく、事前届出制度と併せて骨子案の6項「基本的施策」に記載しているような、水源地域の森林施業の適切な実施や、特定水源地域の公的管理の促進と両輪で水源かん養機能の維持増進を図ってきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 水源地域の森林を適正に管理するため、市で新たな事業を立ち上げたときに、県から何か支援はいただけるのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見について参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> 田んぼの真ん中で水道水源として地下水の取水をしているような場合は特定水源地域の対象とならないのか。表流水だけでは限定的すぎないか。 	④	<ul style="list-style-type: none"> 地下水については、その水の源流との因果関係が明らかでないことが多く、また対象とすると特定水源地域の範囲が広大になる恐れもあります。このため、条例の実効性が担保できなくなることが想定されるため対象としないこととしています。河川の伏流水については今後検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 市町からの意見例として、水道水源保護条例を例に挙げてもらっているが、届出者に対する助言について県と市町でなすりつけあいにならないようにしてほしい。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 届出者に対する助言については県が責任を持って対応します。具体的な市町の条例に抵触する行為についてはその段階になれば市町で対応頂くこととなります。
<ul style="list-style-type: none"> 特定水源地域については保安林にして手つかずの状態にしておくのが良いと思う。 	⑥	
<ul style="list-style-type: none"> 特定水源地域に指定する際に、集落等の承諾はいらぬのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 個々の森林所有者の承諾については事前に必要としません。
<ul style="list-style-type: none"> この条例（事前届出制度）で本当に森林の水源かん養機能の維持増進につながるのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 骨子案第6項の基本的施策には、水源地域を適切に保全するための造林、保育等森林施業の適切な実施を盛り込んでおり、事前届出制度や、特定水源地域の保安林化や公的管理と併せて、総合的な観点から森林の水源かん養機能の維持増進につながるものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 本当の意味で森林を守れるのは保安林にするしかないのではないかと。そのためには、森林の境界が明確でないといけませんが、その作業にかかるお金がないし、地籍調査の優先度も、市街地の方が高い。 	④	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画等を作成する際には、境界明確化についての支援が可能ですが、そうでない場合には今のところ支援する事業等もないため、条例が制定されれば検討します。
<ul style="list-style-type: none"> 担当する部局が違うが、地籍調査との連携が大事ではないかと。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査との連携は重要と考えますが、森林の地籍調査はなかなか進まない現状であり、今できる範囲のこととして条例の制定が必要と考えています。

主な意見	対応	県の回答
<ul style="list-style-type: none"> • 土地の境界が明確に確定されていない状況で、このような施策を進めて本当に大丈夫なのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 今後、特定水源地域などの境界を明確化していくためにも、条例を制定し保安林化等を進めていく必要があると考えています。
<ul style="list-style-type: none"> • 虚偽の届出はどこまで追求するのか。当初届出された取得目的と相違があった場合に届出者に責任を追及できるのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 届出者は売主であるため、売却後に買主が目的を変更したことについては責任は問えないと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> • 勧告等についてはどのような行為に対して行う予定か。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 勧告等については無届や虚偽の届出（買主を偽る等）、報告の徴収及び立ち入り調査に応じないなどの明らかに不適正な行為に対して行う予定です。
<ul style="list-style-type: none"> • メガソーラーなどの太陽光発電事業者が行う売買契約についても届出が必要か。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 太陽光発電を設置する場合（電気事業者が直接設置する場合を除く）でも届出が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> • 森林環境創造事業や環境林整備事業の予算が年々減少しており町として危惧している。 	④	<ul style="list-style-type: none"> • 頂いたご意見について参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> • 現在は区有林でも代が変わり、伐採して精算してしまいたいという所もある。そういった箇所については、今後町有林化して森林に戻していかなければならないと考えているが、現在の事業では町有林は対象外となっている。こうした町有林に対しても何か事業化ができないか。 	④	<ul style="list-style-type: none"> • 頂いたご意見について参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> • 水源林に限った新規事業を是非作っていただきたい。 	④	<ul style="list-style-type: none"> • 頂いたご意見について参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> • 市町の意見はあくまで条例の情報を伝達するだけでよいのか。開発行為等に対する踏み込んだ意見は必要ないか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 助言については、関係する法律や市町の条例等の存在を売主及び買主に伝達し、適正な土地利用に誘導することが目的です。開発行為等に対する指導については、その行為が行われる段階になった時に、買主（行為の実施者）に対してあらためて行われるものですが、意見照会の段階で市町として、売主及び買主に伝えたい意見があればその内容についても伝達します。
<ul style="list-style-type: none"> • 届出書に添付する図面はどのようなものを想定しているのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 公図では正確な位置がわからないため、森林計画図（1/5000）程度の縮尺で、所在位置が明確にわかる図面を添付していただくことを想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> • 勧告等についてはどこまで厳密に運用する予定か。利用目的が届出内容と実際に相違があった場合にどこまで追求するのか。 	⑥	<ul style="list-style-type: none"> • 届出者は売主であるため、買主の利用目的について変更があった場合にその責任は問えないと考えています。報告の徴収や立入調査等で、明らかに虚偽の届出をしたと判断できれば勧告等について検討します。